

那覇地方裁判所委員会（第39回）議事概要

1 開催日時

令和6年7月9日（水）午後2時から午後3時30分まで

2 場所

那覇地方裁判所大会議室

3 テーマ

裁判所における防災対策について

4 出席者（委員は五十音順、敬称略）

（委員）安里長従、伊佐強、加治屋理華、小玉大輔、高江洲洋子、
高松宏之（委員長）、徳永義光、比屋根さつき、藤井秀樹

（説明者）那覇地方裁判所事務局総務課課長補佐 下地巨猪

（参列者）事務局長、民事首席書記官、刑事首席書記官、事務局次長

（事務担当者）総務課長、総務課課長補佐、総務課広報係

5 議事

(1) 各委員の自己紹介

(2) 前回の那覇地方裁判所委員会の振り返り

総務課長から前回の那覇地方裁判所委員会（テーマ：裁判所のデジタル化について）での意見交換を踏まえた那覇地方裁判所における取組状況について説明した。

(3) 今回のテーマに関する説明

事務局総務課課長補佐から「裁判所の防災対策」に関する説明と災害備蓄品の紹介を行った。

(4) 意見交換

（発言者の表示：●委員長、○学識経験者委員、◎法曹委員、◆裁判所委員）

● 今回のテーマについて、各委員の所属組織での取組や当庁の防災対策に対するご意見を賜りたい。

○ 医療の分野では継続しなければいけないものと中断して差し支えないものを見極めることが重要である。

例えば、台風であれば接近日を予測して手術の予定を変更するなど対策ができるが、緊急手術中に停電になった場合、自家発電に切り替わるものの、電子機器がリセットされるなど、電力すべてをまかなえるわけではなく、暗い中で行わなければならない場合がある。

医師会では災害に対応するチームがあるところ、災害が起こった場合に、医師会館を利用するなどして医療の中心的な指示系統を作ったり、近くの医療施設に蓄電設備を設置して、必要な医療を継続できる機能を持たせてはどうかという話がある。

○ 沖縄では毎年、沖縄県建築士会、沖縄県建築士事務所協会、沖縄建築家協会の3団体で防災対策協議会を行っている。また九州8県の協議会を年1回行っている。

防災関連での具体的な一例を挙げると、熊本の震災時には直接被災地に行き、建物の危険度を判定し、被災証明を出す事務を行った。

沖縄県は他府県と違って本土への陸路が無く、地震で港や空港が被災した場合、地元沖縄だけで対応せざるを得ない状況になると考えている。

このような問題を県、市町村等が横並びで検討しているかが気になる。意見としては、沖縄は本土へのアクセスが悪いといった事情のある特殊地域なので、沖縄独自で横のつながりが必要だと感じている。

なお、那覇地裁も昭和47年くらいに建てられたと聞いたが、その

ころの建物は新耐震基準以前の建物なので気になる。地震で壊れるのは建物自体だけでなく、広い場所だと天井や、ガラスなどが上から落ちてくるという災害がある。

● 那覇地裁庁舎については耐震補強の措置は完了している。

○ 那覇市は防災計画を作成して全庁的に取り組んでいる。

那覇市では那覇市防災会議を設置し災害対策基本法第42条及び那覇市防災会議条例第2条の規定に基づいて、那覇市防災計画を作成し防災対策に取り組んでいる。

また、市長を本部長とした災害対策本部会議を設けて、Jアラートや市民に影響する大きな災害が発生した場合は、昼夜問わず幹部職が招集され、情報共有を行い、指示を受ける体制がある。

今年は津波警報や爆破予告など大きな警報等があった。その際、条例に基づき災害対策本部会議が設置され、各部局、各職員で役割分担をし、各支所や避難所の対応等の情報を入手した。

また、事態が落ち着いたところに再度、会議を行い反省点を洗い出した。

市役所は一般市民のため、水や乾パンなどの食料のほか毛布や世帯用の簡易テントを用意している。

◎ 検察庁は、防災訓練やBCPプラン策定など裁判所と似たような対策をとっている。

今年の津波のときは、検察庁にも近隣の小学校から児童や保護者が150～200人程避難してきた。

避難場所についてはできるだけ大きな部屋を用意した。テレビやエアコンなどをつけて対応した。

今後は、来庁者や職員のほか、避難してくる住民の事を考えたマニュアル等が必要になると考えている。

● 今回の津波の際、裁判所への避難者は4人程度だったが、裁判所も大勢の方が避難してくることを想定したほうが良いと感じた。

○ 台風、地震の対応について、災害報道の指針を作っている。取材者、新聞配達員の安全確保と離島においては通信員の安全の確保に努めている。

暴風雨の中、取材してけがをさせないように今は警報が収まってから取材を行うようになっている。

土砂災害や冠水の取材もするが、それ以前に避難所の開設状況、交通の状況、スーパーの閉店状況など、生活に密着した情報発信をする方向にシフトしている。

4月の津波の際に実践したのが、取材については、SNSやLine等を活用して安全確認や出勤可能かなどを確認して取材をしてもらった。

また、他社と防災協定を結び、災害等で印刷機器が故障したときは、お互いに協力して被災していない機器を使用して印刷するという協定がある。

最近では、コロナ過のように出勤できない場合を想定して、外部からリモートで端末を操作できるようにした。

● 災害時に災害情報を届けるにあたって、効果的な内容としてどういうものがあるか。

○ まず生活に密着した情報。安全確保とか言われても離島などはどこが安全かわからない。そういうときに各市町村が出しているハザードマップや土砂災害の危険地域をデータチームが収集して見せる。

まだ半ばだが、自治体が持っている情報を集めて、1つのデータベースを作ってそこにアクセスすればどこが危険な状況かが分かるような災害情報が重要なのではと考えている。

- 実際ことが起こったときに安否確認をメールで行うのは難しいのではないかとということで、会社から支給されているスマートフォンにあらかじめ安否確認用のアプリが入っており、それを用いてもう5、6年以上、毎月第2金曜日に安否確認の訓練をしている。

定着するまでは会社から安否確認の日を案内していたが、数年経ってからは、ほぼ定着し、従業員からの返信の確率も高くなった。

4月の津波の際は、会社が海の近くだが、すぐに会社を閉め離れたビルの高い階に避難した。そこにも近隣の人がたくさん集まっていた。そのビルの会社の方が飲料水を持ってきてくれたのを見て、近隣との協力も大切だと感じた。

そういう意味ではいい訓練になったと思ったが、その反面、多くの課題も見えてきた。例えば備蓄品や防災グッズがあるが、個人用としての物が準備できておらず、何かあった時には運動靴など、個人で持って逃げる防災グッズを準備しないといけないと感じたので、これから用意していきたい。

それから、ほぼ60歳以上の方が会員であるフィットネスクラブで災害が起きた場合、お年寄りの方に、海から離れた方向へ走って逃げるよう指示するのはなかなか難しいということと、社員にどこまで避難誘導させるか、いつまで見守るかということなど、社員の身の安全も大切なので、どれくらい任せていいのか考えておくことも課題と感じている。

- 法務局と沖縄県司法書士会で定期的に業務の意見交換を行っている。登記申請は必ずその日中にしないと支障が出ることがある。もちろん、人命が優先だが、災害時の連絡のために、法務局の方と緊急連絡先を交換している。また、法務局とはシステム障害が出た場合の方策について、やり取りをしたことがある。

裁判所は期日の延期というものがあるが、例えば期日に地震が起きて出頭できない当事者がいるときにも審理を終結をしないといけいいのか、あるいは別途の配慮があるのか。

- ◆ 実際、おそらくほとんどの裁判官は、台風の時には期日をずらして対応し、双方出頭していないときに終結はしないのではないか。また、期日の最中に被災した場合は慌てて終結せずに、近い日程で期日を入れるという対応をすると思う。
- 本日は、参加した全委員から貴重なご意見をお聞かせいただいた。今後の参考にさせていただきたい。

以 上